

労働者派遣事業に関わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2024年6月1日 から 2025年5月31日まで

事業所の名称	東海ソフト株式会社 静岡事業所
事業所の所在地	〒411-0036 静岡県三島市一番町18-22 アーサーファーストビル5F

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数(2025年6月1日付)	0 (人)
---------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	0 (件)
----------------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日あたりの額)	0 (円)
派遣労働者の賃金の平均額(1日あたりの額)	0 (円)
マージン率	- (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

$$\text{マージン率(\%)} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \times 100$$

※平均額は1日あたりの額

4 教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育
- ・ISO27001 (ISMS) 準拠教育
- ・各種開発言語教育
- ・PMBOK (プロジェクトマネジメント) 教育

5 キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口: 総務部(近藤) 連絡先: 052-300-8330

6 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

当期において、派遣労働者は全て無期雇用社員であるため、各種サポートや福利厚生等については全社員共通となっている。(社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断等)

7 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2026年 3月 31日)

締結していない